

八坂地区まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、八坂地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、所在地を松山市永木町1丁目7-14-101号に置く。

(区 域)

第2条 協議会の活動区域（以下「八坂地区」という。）は、八坂公民館の区域とする。

(目 的)

第3条 協議会は、八坂地区のすべての人がいきいきと誇りをもって暮らせるまちづくりを目指して、松山市との連携のもと八坂地区まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

2 協議会は、住民が主体となり地区の安心安全を基本理念に、活動の趣旨に沿ったキャッチフレーズをかけた、住民等の参加による住よいまちづくりを推進する。

(会 員)

第4条 本会の会員は、前条の目的に賛同し、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 個人会員 八坂地区に住所を有する個人。
- (2) 団体会員 八坂地区で活動する各種団体・組織及び法人等
- (3) その他会長が適当と認めるもの。

(入 会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 各種団体等の構成員は、その団体等からの入会申込書の提出をもって、個人会員の加入申込みがあったものとみなすことができる。
- 3 会長は、第1項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(退会等)

第6条 会員が、次のいずれかに該当した場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が、会員の資格を失ったとき。
- (2) 会員から退会の申し出があったとき。
- 2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めた場合は、運営委員会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

(事業)

第7条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議し、必要な事業を行う。

- (1) まちづくり計画に関すること。
 - (2) 八坂地区の振興及び活性化に資する総合的施策に関すること。
 - (3) 関係機関・団体との連携・協力の機能促進に関すること。
 - (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。
- 2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

第2章 役員等

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計局長 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 総務局長 1名
- (7) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員は会員の中から総会において選出する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計局長は、協議会の経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。
- 4 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。
- 5 総務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本協議会の会計及び資産状況の監査。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況の監査。

- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行状況について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務及び業務を行うものとする。

(事務員)

第12条 協議会に事務員を置くことができる。

- 2 事務員は、役員会の承認を経て、会長が任命する。

第3章 総 会

(総会の種別)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 次に掲げる者は、代議員の資格を有する。
 - (1) 監事を除く運営委員
 - (2) 団体会員の代表者（ただし、複数の団体の代表に重複している場合、一方は別の者を選出する。なお、当該団体から運営委員が選出されている場合は除く。）
 - (3) 個人会員（第5条第2項の規定による者を除く。）のうち、細則で定める人数の者。

(総会の審議事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) 役員を選任に関する事項
- (6) 規約に関する事項
- (7) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 代議員の過半数から請求があったとき。

(3) 役員会から請求があったとき。

(4) 第10条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

4 会長は、前項第2号から第4号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。ただし、議長が選出されるまでの間、事務局長が代行しておこなう。

(総会の定足数)

第18条 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代議員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名捺印をしなければならない。

第4章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、役員、第35条各号に規定する部会の部長及び副部長（以下「運営委員」という。）をもって構成する。

(運営委員会の審議事項)

第22条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本規約施行についての細則に関する事項
- (4) 役員会から提議された事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第23条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の3分の1以上から請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに運営委員会を招集しなければならない。

(運営委員会の議長)

第24条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の定足数)

第25条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(運営委員会の議決)

第26条 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の書面表決等)

第27条 止むを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第28条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名捺印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の審議事項)

第30条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 運営委員会に付議すべき事項
- (2) 運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第31条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 役員の3分の1以上から請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第32条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第33条 役員会は、役員会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第34条 役員会の議事は、出席した役員会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 部 会

(部 会)

第35条 協議会に、次の部会を置く。

- (1) 企画・情報部会
- (2) 振興・交流部会

- (3) 環境美化部会
- (4) 安心安全部会
- (5) 地域福祉部会
- (6) スポーツ・文化育成部会
- 2 部会は、部会員の互選により部長1名、副部長1名を選出する。なお、会員は、希望する複数の部会に加入することができる。
- 3 部長及び副部長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 各部会は、主として、次に掲げる事項の企画、実践、啓発を行う。
 - (1) 企画・情報部会
 - イ) 協議会の一般的運営に関すること。
 - ロ) 情報発信に関すること。
 - ハ) 既存団体組織等の連絡調整に関すること。
 - (2) 振興・交流部会
 - イ) 八坂地区の振興に関すること。
 - ロ) 八坂地区内の交流に関すること。
 - (3) 環境美化部会
 - イ) 八坂地区の環境美化に関すること。
 - (4) 安心安全部会
 - イ) 八坂地区の安心・安全に関すること。
 - (5) 地域福祉部会
 - イ) 八坂地区住民の福祉・健康の増進に関すること。
 - (6) スポーツ・文化育成部会
 - イ) スポーツ、文化に関すること。
 - ロ) 体験活動、非行対策及び子育て支援等子どもの健やかな成長に関すること。

第7章 まちづくり計画・会計・事業計画・予算・決算

(まちづくり計画)

第36条 八坂地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が役員会及び運営委員会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(会計年度)

第37条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(財産)

第38条 協議会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実

(4) 補助金、寄付金

(5) その他の収入

2 前項第1号に規定する会費の額及び納入方法については、別に総会で決める。

3 既納の会費は、返納しない。

(財産の管理)

第39条 協議会の財産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(経費の支弁)

第40条 協議会の経費は、財産をもって支弁する

(事業計画及び収支予算)

第41条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

3 前項における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第42条 会長は、毎事業年度終了後、すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(帳簿書類の保存及び処分)

第43条 会計に関する帳簿及び保存期間は次のとおりとする。

(1) 収支予算書及び収支決算書 5 年

(2) 帳簿等 5 年

(3) 計算書類及び証拠書類 5 年

(4) その他関係書類 5 年

第8章 規約の変更・解散

(規約の変更)

第44条 本規約の変更には、総会において総代議員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(解散)

第45条 協議会の解散には、総会において総代議員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

- 2 残余財産処分等、解散に伴い発生する事案については、総会でこれを議決する。

第9章 雑 則

(情報公開)

- 第46条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため積極的な情報公開に努めなければならない。
- 2 協議会が所有する書類の閲覧請求については、会長の判断において、これを閲覧させることができる。
 - 3 傍聴希望者は、別に定めるところにより、会議を傍聴することができる。

(個人情報の保護)

- 第47条 協議会は、活動を通して得た個人情報の適正な管理と保護に努めるものとする。

(細 則)

- 第48条 本規約に定めのないことについては、別に細則で定める。

附 則

1. この規約は、平成25年6月30日から施行する。
2. 協議会設立当初の事業年度は、設立の日から平成26年3月31日までとする。
3. この規約は、平成27年5月31日から施行する。
4. この規約は、令和元年5月31日から施行する。
5. この規約は、令和7年5月25日から施行する。